



熊本県公報

第13200号
令和5年(2023年)
1月31日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 道路の区域変更..... (道路保全課) 1
- 道路の供用開始..... (//) 2
- 保安林の指定に関する予定..... (森林保全課) 2
- 熊本港港湾施設の概要..... (港湾課) 2
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録..... (高齢者支援課) 3
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録..... (//) 3

公 告

- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知のあて所不分明者に係る当該通知の掲示..... (森林保全課) 3
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知のあて所不分明者に係る当該通知の掲示..... (//) 4
- 公共測量の実施..... (監理課) 4
- 県営土地改良事業計画の変更..... (農村計画課) 4
- 農用地利用配分計画の認可..... (農地・担い手支援課) 5
- 農用地利用配分計画の認可..... (//) 5
- 肥料登録..... (農業技術課) 6

登 載 依 頼

- 令和4年度(2022年度)熊本県青少年問題協議会の開催..... (青少年問題協議会) 6
- 令和4年度(2022年度)熊本県保健医療推進協議会の開催..... (保健医療推進協議会) 7
- 有明海自動車航送船組合令和5年第1回定例会の招集告示..... (有明海自動車航送船組合) 7
- 全長15センチメートル以下のマダイの採捕禁止..... (天草不知火海区漁業調整委員会) 7
- しいらづけ周辺での釣り漁業等の禁止..... (//) 7

告 示

熊本県告示第72号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和5年(2023年)1月31日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年(2023年)1月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	218号	上益城郡山都町塩原字寺尾 862番地先から	前	9.7 ～ 64.7	3600.0	九州横断自動車道延岡線(蘇陽五ヶ瀬道路)
			後	9.7 ～ 64.7	3600.0	
			13.8 ～ 109.1	3971.0		

2 区域を変更する期日 令和5年(2023年)1月31日

熊本県告示第73号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和5年（2023年）1月31日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年（2023年）1月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	本渡牛深線	天草市深海町字五反田 2877番7地先から 同所 2881番7地先まで	60.0	活力創出 基盤交付 金

2 供用を開始する期日 令和5年（2023年）1月31日

熊本県告示第74号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和5年（2023年）1月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字長野字花立954番、964番5、字堀切973番3・976番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、974番

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字花立954番・964番5・字堀切974番・976番（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、973番3

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第75号

港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、熊本県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示し、令和5年（2023年）2月1日から当該港湾施設の供用を開始する。

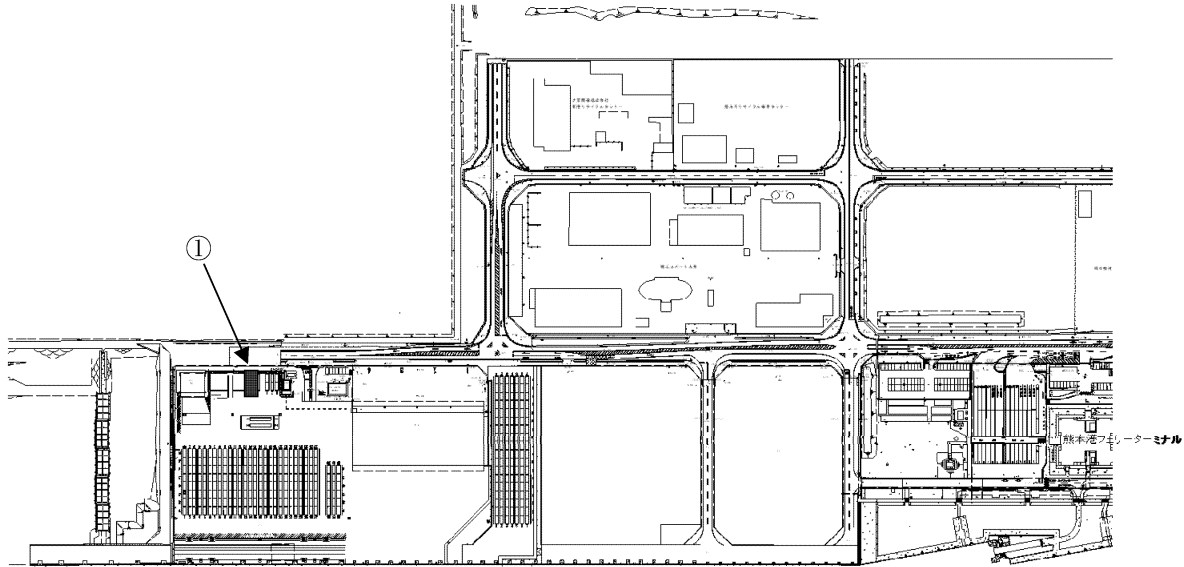
令和5年（2023年）1月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 港湾名 熊本港
- 2 所在 熊本港西区新港二丁目地先
- 3 概要

番号	種類	数量及び能力
①	移動式荷役機械	ストラドルキャリア1基 吊り上げ荷重35トン、610トン/時間

4 位置図



熊本県告示第76号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第27条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和5年（2023年）1月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
社会福祉法人健康会 熊本市御幸笛田六丁目6番70号	介護付き有料老人ホーム 和らく 熊本市南区御幸笛田町1202番地	431100446	令和5年（2023年）1月24日	有料老人ホーム

熊本県告示第77号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第27条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和5年（2023年）1月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
社会福祉法人グリーンコープ福岡市博多区博多駅前一丁目5番1号	小規模多機能ホーム ほのぼの・長嶺 熊本市東区长嶺東五丁目24番13号	432100023	令和5年（2023年）1月24日	小規模多機能型居宅介護

公 告

熊本県公告第60号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規

定により、当該通知の内容を天草市役所に掲示する。

令和5年(2023年)1月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 所在の不明な者の氏名
鶴田 澄義、鶴田 實、渡邊 洋雄
- 2 通知の趣旨

- (1) 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
- (2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、令和5年(2023年)1月17日付け熊本県告示第35号、又は第38号による。

熊本県公告第61号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を上天草市役所に掲示する。

令和5年(2023年)1月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 所在の不明な者の氏名
緒方 清悟、川本 ナル、赤瀬 京太郎、赤瀬 教太郎、赤瀬 徳市、赤瀬 廣治、赤瀬 万造、池端 末吉、今川 喜八郎、入口 乙松、上村 光則、浦田 栄吉、浦田 重作、江口 幾松、大田 嘉七、大田 銀平、大田 兼治、大田 問太郎、大田 巳吉、大平 宇吉、大平 久吉、緒方 伊松、緒方 傳吉、緒方 傳四郎、鬼塚 與太郎、鬼塚 栄作、鬼塚 紺八、鬼塚 栄五郎、鬼塚 榮八郎、鬼塚 作太郎、鬼塚 三太郎、鬼塚 庄市、鬼塚 庄八、鬼塚 長作、鬼塚 良弘、門口 国太郎、門口 直五郎、門口 直治、門口 雪松、門口 利作、川口 才一、川端 富太郎、川端 初男、川原 直市、川原 武八、北里 等、北時 菊枝、北野 豊、木下 表吉、木下 作太郎、木下 直松、木下 時太郎、木下 八造、木下 又七、木場 タカ、木場 長吉、木場 六郎兵衛、楠 倉治、窪川 岩松、窪川 留太郎、久保崎 鉄平、窪田 己之吉、建設省、山 幾太郎、山 種幾太郎、山 惣太郎、山 徳太郎、小山 ハルエ、小山 龍松、小山 和三郎、山 迫田 幾太郎、山 迫田 岩松、山 迫田 竹太、山 迫田 恒作、山 迫田 用七、山 迫田 用四郎、里田 與市、里田 幸松、里田 幸安、里田 用八、里田 要用平、嶋中 為作、嶋中 豊吉、須川 勝太郎、須川 福太郎、杉田 トシ子、杉田 要用吉、須崎 乙松、須崎 長吉、須崎 千代三、須崎 徳松、須崎 直吉、須崎 平太郎、須中 兼七、須中 仲太、須中 長松、須中 由太郎、須本 伊三郎、須本 伊太郎、須本 兼八、須本 増太郎、須本 用市、瀬高 儀三治、瀬濱 カナエ、瀬濱 儀衛作、瀬濱 国長、瀬脇 弥四郎、立山 芳郷、田中 安造、辻 本辰市、寺嶋 金義、中浦 甚平、岡 藤七、中園 福松、中園 吾五郎、西中 重八、橋本 乙吉、橋本 菊松、橋本 筆松、濱口 惣吉、濱崎 光治、濱田 紋治、原田 九郎松、原田 直作、福田 伊代治、福田 庄吉、福田 庄八郎、福田 直市、福田 長太郎、福田 仲次郎、福田 正道、福田 弥三郎、藤川 幸太郎、藤川 貞松、藤川 恒八、松本 久市、松本 伸吉、松本 速太郎、松本 太市、松本 増太郎、松本 安太郎、丸田 惣市、溝口 安太郎、宮本 貞吉、宮本 惣四郎、宮本 富太郎、村上 善太郎、森 正遵、山内 惣太郎、山下 岩吉、山園 柄松、山園 寅治、山園 仲作、山本 勝太郎
- 2 通知の趣旨

- (1) 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
- (2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、令和5年(2023年)1月17日付け熊本県告示第39号、又は第40号による。

熊本県公告第62号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により九州農政局宇城農地整備事業所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年(2023年)1月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量(境界復元測量)	令和5年(2023年)1月27日から 令和5年(2023年)3月8日まで	宇城市松橋町地内

熊本県公告第63号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、県営七城北部地区土地改良事業(農業用排水施設)の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように

覧に供する。

この土地改良事業計画につき不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

令和5年(2023年)1月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営七城北部地区土地改良事業(農業用排水施設)計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和5年(2023年)2月1日から令和5年(2023年)3月1日まで
- 3 縦覧場所
菊池市役所

熊本県公告第64号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和5年(2023年)1月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
河野 宏紀	八代郡氷川町野津	八代郡氷川町野津字中古川4807番
又村 正文	球磨郡山江村山田丁	球磨郡山江村大字山田丁字永野原2556番
佐々木 克巳	天草市新和町小宮地	天草市新和町大宮地字内釜4823番1ほか1筆
佐々木 克巳	天草市新和町小宮地	天草市新和町大宮地字内釜4818番1
坂口 直	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字岩坪6900番1ほか2筆
淀川 洋一	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字井手4270番4
淀川 洋一	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字下仁田3838番ほか1筆
大新ファーム森岡合同会社	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字札ノ下5106番2
株式会社第八農園	天草市五和町御領	天草市新和町大宮地字馬場4423番
田中 涼	天草市楠浦町	天草市楠浦町字後家8690番2
平川 薫	天草市有明町大浦	天草市有明町楠浦字屋形石671番47
竹元 久	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字中ノ手2067番
竹元 久	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字平良2031番1
竹元 久	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字中ノ手2121番
竹元 久	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字中村1356番1
農事組合法人楊貴妃の里しんわ	天草市新和町小宮地	天草市新和町大宮地字宮ノ前4642番1ほか3筆
農事組合法人楊貴妃の里しんわ	天草市新和町小宮地	天草市新和町大宮地字宮ノ前4624番2ほか12筆
農事組合法人楊貴妃の里しんわ	天草市新和町小宮地	天草市新和町大宮地字宮ノ前4616番

2 認可年月日

令和5年(2023年)1月23日

熊本県公告第65号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和5年(2023年)1月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
天野 浩	水俣市石坂川	水俣市石坂川字前平326番75ほか7筆
農事組合法人米田生産組合	葦北郡芦北町米田	葦北郡芦北町大字豊岡字甲田592番ほか3筆
山下 早男	葦北郡芦北町米田	葦北郡芦北町大字豊岡字中洲813番
西村 健太	玉名市小野尻	玉名市小島字中新開217番ほか1筆
白木 智之	玉名市大浜町	玉名市大浜町字開ノ内1207番37

2 認可年月日

令和5年(2023年)1月24日

熊本県公告第66号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第7条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

令和5年(2023年)1月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録した年月日
熊本県肥第1506号	肉骨粉	くまたん88	窒素全量：8.0 りん酸全量：8.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	株式会社熊本蛋白ミール公社 熊本県菊池市七城町林原70	令和5年(2023年)1月23日

登載依頼

熊本県青少年問題協議会公告第1号

熊本県青少年問題協議会の会議を次のとおり開催する。

令和5年(2023年)1月31日

熊本県青少年問題協議会

1 開催日時

令和5年(2023年)2月8日(水)
午前10時から午後0時まで

2 開催場所

熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階審議会室

3 議題等

(1) 議題

有害図書指定について

(2) 報告事項

ア 少年非行概況について

イ フィルタリング普及促進に対する取組について

ウ 熊本県少年保護育成条例に基づく立入調査について

(3) 意見交換

4 傍聴者の定員

5人

5 傍聴手続

(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。

(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

(3) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、発熱(37.5℃以上)や風邪症状がある場合又はマスク着用がない場合は、会場に入ることができない。

6 問合せ先

熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県青少年問題協議会事務局(熊本県環境生活部くらしの安全推進課青少年班)

(電話096-333-2294)

熊本県保健医療推進協議会公告第1号

令和4年度(2022年度)熊本県保健医療推進協議会の会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

令和5年(2023年)1月31日

熊本県保健医療推進協議会

- 開催日時
令和5年(2023年)2月7日(火) 午後3時から午後5時まで
- 場所
熊本市中央区水前寺公園28-51
ホテル熊本テルサ 1階 テルサホール
- 議題
(1) 第7次熊本県保健医療計画 総合評価について
(2) 保健医療に関する県民意識調査の結果について
(3) 第8次熊本県保健医療計画について
- 傍聴者の定員
10人
- 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県保健医療推進協議会事務局(熊本県健康福祉部健康福祉政策課内)
(電話096-333-2193)

有明海自動車航送船組合告示第1号

有明海自動車航送船組合議会令和5年第1回定例会を令和5年2月8日午後0時45分島原市に招集する。

令和5年(2023年)1月31日

有明海自動車航送船組合
管理者 栗林 堅一郎

天草不知火海区漁業調整委員会指示第193号

マダイ資源保護のため、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和5年(2023年)1月31日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 江口 幸男

- 指示の内容
宇城市(有明海側を除く。)から熊本県と鹿児島県との境に至る地先海面並びに上天草市、天草市及び天草郡苓北町の地先海面において、全長15センチメートル以下のマダイを採捕してはならない。
- 指示の有効期間
令和5年(2023年)2月1日から令和7年(2025年)1月31日までとする。

天草不知火海区漁業調整委員会指示第194号

しいらづけしいら1そうまき網漁業と釣り漁業等との漁場の使用に関する紛争の防止を図るため、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和5年(2023年)1月31日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 江口 幸男

- 指示の内容
6月1日から11月15日までの間、天草市魚貫町権現山山頂から天草市魚貫町遠見岳山頂を見通した延長線以南の天草海に敷設してあるしいらづけしいら1そうまき網漁業の「つけ」の中心から半径100メートルの区域内での釣りを禁止する。
- 指示の有効期間
令和5年(2023年)2月1日から令和7年(2025年)1月31日までとする。